

令和 7 年第 8 回田野畑村議会定例会会議録（第 2 号）									
招 集 年 月 日		令和 7 年 1 1 月 2 6 日							
招 集 の 場 所		田 野 畑 村 役 場							
開 閉 会 日 時		開 会 令和 7 年 1 2 月 9 日				議 長		鈴 木 隆 昭	
		閉 会 令和 7 年 1 2 月 1 1 日							
応（不応）招議員 及び出席議員並び に欠席議員 出席 8 名 欠席 1 名		議席 番号	氏 名		出席 等別	議席 番号	氏 名		出席 等別
						6	工 藤 求		欠
		2	上 村 浩 司		出	7	佐々木 芳 利		出
		3	小 野 協 次		出	8	佐々木 伸		出
		4	中 村 勝 明		出	9	佐々木 功 夫		出
		5	畠 山 智		出	1 0	鈴 木 隆 昭		出
会議録署名議員		2	上 村 浩 司			3	小 野 協 次		
職務のため議場に 出席した者の氏名		事務局 長	佐 藤 智 佳	主任 主査	畠 山 哲				
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条により 説明のため出席 した者の職氏名		村 長		佐々木 靖		教 育 長		藤 岡 宏 章	
		副 村 長		工 藤 光 幸		教 育 次 長		佐々木 修	
		総 務 課 長		大 森 泉					
		企画観光課長		工 藤 隆 彦					
		特定政策推進室長		菊 地 正 次					
		会 計 管 理 者 兼税務会計課長		早 野 和 彦					
		住 民 生 活 課 長		横 山 順 一		総 務 主 査 主 任		角 舘 尚	
		地 域 整 備 課 長		平 坂 聡		住 民 生 活 課 査 主 任 主		中 野 千 鶴	
		産 業 振 興 課 長		佐々木 賢 司		地 域 整 備 課 査 主 任 主		佐 藤 太	
		健 康 福 祉 課 長		佐 藤 和 子		地 域 整 備 課 査 主 任 主		落 合 正 幸	
		診 療 所 事 務 長 兼地域包括支援 セ ン タ ー 長		佐々木 和 也		健 康 福 祉 課 査 主 任 主		畠 山 多加子	
		企画観光課主幹		大 澤 健		教育委員会事務局 主 任 主 査		工 藤 真 樹	
		特定政策推進室 主 幹		畑 山 讓		教育委員会事務局 主 任 主 査		三 上 恵 美	
議 事 日 程		別紙のとおり							
会議に付した事件		別紙議事日程のとおり							
会 議 の 経 過		別紙のとおり							

令和 7 年第 8 回田野畑村議会定例会会議録

議 事 日 程 （第 2 号）

令和 7 年 1 2 月 1 1 日（木曜日） 午前 1 0 時 0 0 分開議

開 議

- 日程第 1 議案第 1 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 議案第 2 号 社会福祉施設等の事業者等の要件及び設備等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第 3 号 令和 7 年度田野畑村一般会計補正予算（第 6 号）
- 日程第 4 議案第 4 号 令和 7 年度田野畑村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 5 議案第 5 号 令和 7 年度田野畑村介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 6 議案第 6 号 令和 7 年度田野畑村簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 7 議案第 7 号 令和 7 年度田野畑村下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 追加日程第 1 議案第 8 号 令和 7 年度田野畑村一般会計補正予算（第 7 号）
- 追加日程第 2 浜岩泉飲雑用水道管理運営を田野畑村へ移行することについての陳情
- 追加日程第 3 委員会の閉会中の継続審査の件（総務教育民生常任委員会）
- 追加日程第 4 委員会の閉会中の継続審査の件（新役場庁舎建設特別委員会）
- 追加日程第 5 委員会の閉会中の継続審査の件（田野畑村議会議員なり手不足対策特別委員会）
- 追加日程第 6 議員派遣について
- 追加日程第 7 委員会の閉会中の継続審査の件（産業建設常任委員会）

閉 会

◎開議の宣告

○議長【鈴木隆昭君】 ただいまの出席議員は 8 人であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

(午前 10 時 00 分)

◎議事日程の報告

○議長【鈴木隆昭君】 日程に従い進行します。

◎議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第 1、議案第 1 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長【大森 泉君】 タブレットの 3 ページをお開きください。議案第 1 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

これは、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定しようとするものでございます。

条例案概要の 1 ページをお開きください。第 1、改正趣旨でございますが、岩手県人事委員会の勧告に鑑み、初任給調整手当、通勤手当及び宿日直手当並びに一般職の職員の給料表について、所要の改正をしようとするものでございます。

第 2、改正案の内容でございますが、(1)、第 1 条関係、ア、初任給調整手当の支給月額について、41 万 6,600 円から 41 万 7,600 円に引き上げようとするものでございます。イ、自動車等の交通用具使用者に係る通勤手当の支給額について、使用距離に応じ引上げ改定を行おうとするものでございます。ウ、宿日直手当の勤務 1 回当たりの支給限度額について、引上げ改定を行おうとするものでございます。エ、給料表の引上げ改定を行おうとするものでございます。オ、その他改正に合わせて条文整理、文言整理を行おうとするものでございます。

(2)、第 2 条関係、ア、自動車等の交通用具使用者に係る通勤手当について、新たな使用距離区分を設け及び上限を引き上げようとするものでございます。イ、自動車等の交通用具使用者であって駐車場を利用する者に対し、1 か月当たり 5,000 円の範囲内で新たに通勤手当を支給しようとするものでございます。

第 3、施行期日等でございますが、この条例は令和 8 年 1 月 1 日から施行しようとするもので

ございます。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行しようとするものでございます。

議案にお戻りください。提案理由でございますが、岩手県人事委員会の勧告に鑑み、初任給調整手当、常勤手当及び宿日直手当並びに一般職の職員の給料表について、所要の改正をしようとするものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 県人事委員会勧告のとおりだということで、これはそれなりに理解をするのですが、私なんか言いたいのは、特別職の給与等に関しての、いわゆる審議会、これはたしか私の記憶だと20年以上行われていないのではないかと、こういうふうに思いますが、実際何年答申されていないのか、確認しておきたい。

○議長【鈴木隆昭君】 工藤副村長。

○副村長【工藤光幸君】 ただいまの特別職のほうの審議会でございますが、条例のほうの施行期日、確認をさせていただきたいと思います。たしか私が総務課にいた当時やっておりますので、平成15年か16年であったような記憶がしておりますが、ちょっと条例のほうの確認をさせていただきたいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 私の記憶では、20年以上審議されていないのではないかなと思います。というのは、これは例えば自分たちだけの立場のところを言うのもあれですが、いわゆる議員の成り手不足も給料が関係しているやにも報道等されているものだから、そういうものは本村も例外ではないわけです。例えば、今任期の選挙に対しては無競争だったわけです。そういうことを考えると、やはりそういうものも影響をしているのではないかなと予測されるので、これはやっぱり早急に答申するべきではないのかなと私は個人的に考えるのですけれども、どうなのでしょう。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午前10時03分）

再開（午前10時03分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

工藤副村長。

○副村長【工藤光幸君】 確かに改正時期につきましては、いろいろ内容、細かいところが変わっておりますので、特別職の本給のほうについてはたしか平成15年か16年というふうに理解してございます。

それから、議員の成り手不足等、いろいろ課題はあるわけでございますが、それにつきまして

は、他自治体でも報酬の引上げ等、実施の傾向にあると理解してございます。また、県におきましては、昨年、それから今年度というような形で、知事、県議については引上げもされていると理解してございます。まず、議会のほうでもなり手不足対策特別委員会のほうが設置されていると伺っています。そちらのほうとも情報を共有しながら、これは議員さんに限らず、特別職、それから一般の来ていただいている村民の方々、委員もでございますので、そちらのほうの報酬の引上げ等についても、やはり検討の段階に来ているのではないかなと考えているところでございますので、また情報を集めながら、議会と協議をしながら進めてまいりたいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 できればこれ、今年度とか来年度とか、そういう早い時期にやるべきだと私は思うのですが、ここで答えられる範囲で村長から伺います。村長も、その立場にあるわけと思うのですけれども。

○議長【鈴木隆昭君】 佐々木村長。

○村長【佐々木 靖君】 県の町村議会議長会のほうからの議員の成り手不足等に関しての要望書は頂いておりました。他の自治体の動向等も参考にしながら、情報収集にまずは努めてみたいと思っています。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 他の自治体とか、そういう他の自治体と言え、つい最近、山田で報酬を上げる決定されていることだし、年度内とか来年度早々とか、そういう時期をこの場でやっぱり明示するべきだと思うのです、その範囲を。できればこの範囲とかというのでなければならぬと思うのですが。他の市町村といったって、村は九戸と野田と普代と田野畑、4つしかないけれども、村だけで比較するのだから、町と比較するのは分からないけれども、村長は常に他の市町村を中心にした政策というか考え方で、他の町村は他の町村、逆に他の町村で上げたとしても、例えば財政的に厳しいなら上げない。逆に上げるか上げないか答申することはないと思うし、上げるための答申だと私は理解するのですが、その必要性を認めますか。

○議長【鈴木隆昭君】 佐々木村長。

○村長【佐々木 靖君】 県の町村議会議長会のほうでは、全町村にそういう要望書を、要望を上げたというふうには理解しております。その中で、最近山田町さんで報酬改定したというのは、新聞報道では理解しております。全町村に要望したと理解しておりますので、他の町村がどういう対応をしているのかということは情報収集したいと思います。

あと、一方で職員の給料がこうやって上がっているわけで、特別職との差がどうなっているのかというのも、逆転しないようなことも考えなくてはなりませんので、ちょっとそこら辺は調査させたいと思っています。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 要するに答申をする組織を立ち上げるのか、立ち上げないのか。いや、その上げる下げるは、もちろん答申、その組織の部分になると思うのですが、どうですか。常に村長は、何事についても他の町村が全て中心なのですが、そうでなく、田野畑独自のものを考えて、リーダーとしてやるべきだと思うのですが、他の町村、では我々、他の町村に行って聞くわけにもいかないだろうし、他の町村は、それはあくまでも参考までで、田野畑がどうするかというのは、いわゆる今の答申にかかわらず、あらゆる面で他の町村が全て中心になってくるのですが、それではこれはリーダーとしてちょっと心細いと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 佐々木村長。

○村長【佐々木 靖君】 今の村の中がどうなっているのか、また何回もご指摘されておりますが、他の町村ではどうなっているのかというのは、判断材料とするために情報収集して、それを見て判断したいということでございます。

○議長【鈴木隆昭君】 7番、佐々木芳利君。

○7番【佐々木芳利君】 関連であります。記憶によりますと、大分前です。菊地繁さんが報酬審議会の委員長さんをやられた時期がありまして、その後には途絶えているかと思うのです。そうすると、もうさっき20年以上経過というか、それくらいの時間はたっていると思うのです。必ずしも引下げを望むのではなくして、現状維持でもいいですから、やはり3年か5年に1回は審議会というのは、例えば職員の場合は毎年ラスパイレス指数が出るような感じですので、これは継続的な審議会の開催があったほうがよろしいのではないのでしょうか。村長かな、副村長、答弁お願いします。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午前10時11分）

再開（午前10時11分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

工藤副村長。

○副村長【工藤光幸君】 ただいまのお話でございますが、議員ご指摘のとおり、最後にやったのは委員長として田野畑郵便局長さんで実施したのが最後でございます。その後の改定といたしましては、小さいところでは、本則ではないところは改定をさせていただいておりますが、基本の報酬についてはご指摘のとおりでございます。これまで開催してまいりましたのは、諸物価、当時物価が上がったりとか、あとは先ほど村長からありましたが、職員の給与が上がって、それで特別職も年額報酬についての逆転が発生するおそれがあるとか、そういった世の中の状況ですとか、そういったものを鑑みて開催してきたところでございます。確かにご指摘のとおり、何年かに1度、世の中の状況、現在のように物価もかなり高騰している状況を見ますと、開催が必要になっ

てきているのではないかなというふうに思っております。先ほどこっちと触れさせていただきましたが、各種審議会の委員をお願いするに当たって、現在のところは4時間以内2,000円というようなということで、皆さん仕事を休んで来ていただいているという状況を見ますと、やはり改正というのは必要な時期に差しかかっているのではないかと思っておりますので、審議会につきましては今後内部でも検討いたしまして、開催についてはいつがいいかというのは決定してまいりたいと思います。

それから、先ほどの繰り返しになりますが、議員の成り手不足対策につきましては、議会のほうでも特別委員会を設置して、こういった形での対応策がいいかというのは審議されているものと理解してございます。そちらのほうの議論の中でも、報酬の改定、そういったものが必要であるというようなお話が出てまいれば、特にもまた次期改選までの間にはそういった手当てをしなければいけないのではないかなというふうに考えておりますので、また検討をさせていただきたいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 それで、村長が他の市町村どうのこうのと言うから、参考にするということなのですが、では他の市町村も、確かな数字ではないけれども、20年以上も審議会開いていない町村があるかないか、ちょっと確認して、村長が確認してみてください。それらも含めて、他の町村とも比較というのはすべきだと思うのです。多分他の市町村ではちょっと例を見ないのでないかな。確認したわけでないから、ちょっと確かなことは言えないのですけれども、確認、確認というのは、そういう逆な、答申をするしないでない、していても20年以上も経過しているような、あるいはその前後の自治体があるかどうか。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午前10時14分）

再開（午前10時15分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

先ほどの質疑に対する答弁は、ちょっと時間がかかりますので、保留させていただきます。ほか。

4番、中村勝明君。

○4番【中村勝明君】 私は、報酬については、以前は引上げはどうかという気持ちで常に接してきたのですが、今の同僚議員2人の質疑を聞いて、確かに20年以上も据え置いているというのは、私も特別委員会の委員長を、成り手不足の責任者にならせられたというか、なっておりますので、やっぱりそろそろ報酬改定は必要かなと。必ずしも反対とか、そういう気持ちではありませんので、ぜひ早急に開いていただきたいと思います。最近では、岩泉町、山田、宮古市、上げました。

共産党の議員ももちろんおりますので、意見交換しております。機械的な反対の時期ではないなということでもありますので、ぜひ早く開いていただきたい。これは要望にしたいと思います。

私は、今日は、報酬も非常に懸案事項なのですが、宿日直手当、特に日直よりも宿直手当、これは村長、早くもう新年度でも委託したらいかがでしょうか。全然検討していないわけですか。

○議長【鈴木隆昭君】 工藤副村長。

○副村長【工藤光幸君】 宿日直につきましては……

○4番【中村勝明君】 宿直。

○副村長【工藤光幸君】 宿直につきましては、これまでも内部でいろいろ議論はしてきたところでございますが、それで例えば村内の団体にどうでしょうかというような問合せをしたこともございますが、なかなか毎日夜ということになりますと難しいということもございまして、現在、庁舎の新築建設について議論をさせていただいておりますが、新しい庁舎が出た時点ではセキュリティー関係もしっかりしたものになってまいりますので、宿直については廃止というような形で検討を進めてまいりたいなと思っているところでございます。

○議長【鈴木隆昭君】 4番、中村勝明君。

○4番【中村勝明君】 実は、特にほかの自治体は知りませんが、岩泉町はかなり広い面積を有する自治体でありまして、雇用の関係から住民としっかりとした意見交換を図れば、むしろ喜んでやっている住民がおります、岩泉町では。いや、田野畑だって同じではないかというふうに私は思っております。こういう形で検討はした、なかなか難しい。泊まってくれる人がいないのかなというふうに今村長の答弁聞きましたが、いや、やりようではそんなことはないと思います。実際に安家で泊まっている方が喜んで、食事代等、とても助かっているということが、いろいろよい面での意見がありました。新庁舎となりますと、これから場所も決まって、年度内には建設の方針も出てくる。でも、何年かかかるのです。私は、急ぐべきだと思うのですが、どうですか。

○議長【鈴木隆昭君】 工藤副村長。

○副村長【工藤光幸君】 ご指摘を検討材料として、慎重に検討してまいりたいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 ほかがございせんか。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第1号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第2、議案第2号 社会福祉施設等の事業者等の要件及び設備等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長【佐藤和子君】 タブレットの30ページをお開きください。議案第2号 社会福祉施設等の事業者等の要件及び設備等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

これは、社会福祉施設等の事業者等の要件及び設備等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものです。

条例案概要2ページを御覧ください。第1、改正趣旨についてですが、児童福祉法の改正に伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準について条例で定める必要があることから、所要の改正をしようとするものです。

第2、改正案の内容についてですが、(1)、別表第8号に乳児等通園支援事業の規定を追加するものです。(2)、その他改正に合わせて条文整理を行おうとするものです。

第3、施行期日についてですが、この条例は令和8年1月1日から施行しようとするものです。

議案にお戻りください。提案理由ですが、児童福祉法の改正に伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準について条例で定める必要があることから、所要の改正をしようとするものです。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 質疑なしと認めます。

討論もなしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第2号 社会福祉施設等の事業者等の要件及び設備等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第3、議案第3号 令和7年度田野畑村一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

工藤副村長。

○副村長【工藤光幸君】 タブレットの33ページを御覧ください。議案第3号 令和7年度田野畑村一般会計補正予算（第6号）についてご説明いたします。

歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億379万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億1,273万9,000円とするものでございます。

タブレット38ページ、予算書4ページを御覧ください。第2表、地方債補正でございますが、1、追加として、公共土木施設等災害復旧事業、過年債について1,150万円計上しております。下の表2、変更でございますが、まず上段ですが、社会資本総合交付金事業（災害防除事業）について今回10万円追加し1,660万円に、次の段ですが、同じく社会資本総合交付金事業（道路補修事業）について10万円減額し860万円に、次の段、防災行政情報通信ネットワーク第3世代整備事業について50万円追加し610万円に、表の一番下の段、民俗資料館改修事業について30万円減額し610万円に、それぞれ補正計上するものでございます。

歳入のうち主なものについてご説明いたします。タブレット43ページ、予算書7ページを御覧ください。10款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、1節普通交付税でございますが、920万3,000円追加計上しております。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、2節障害者介護給付費等負担金でございますが、障害者自立支援給付費国庫負担金について500万円追加計上しております。

次の段、同じく3目災害復旧費国庫負担金、1節災害復旧費国庫負担金でございますが、公共土木施設等災害復旧事業費負担金について2,561万3,000円追加計上しております。

次の段、同じく14款国庫支出金、2項国庫補助金、3目衛生費国庫補助金、1節衛生費補助金でございますが、浄化槽設置整備事業費補助金について102万2,000円減額計上しております。

次の表、15款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、3節障害者自立支援給付費県費負担金について250万円追加計上しております。

次の8ページ、下段の表を御覧ください。18款繰入金、1項基金繰入金、5目田野畑むらづくり基金繰入金、1節田野畑むらづくり基金繰入金でございますが、206万9,000円追加計上しております。

次の9ページ、下の表を御覧ください。21款村債、1項村債、10目災害復旧債、1節公共土木

施設等災害復旧事業債でございますが、公共土木施設等災害復旧事業債過年債分として1,150万円追加計上しております。

次に、歳出のうち主なものについてご説明いたします。タブレット46ページ、予算書10ページを御覧ください。なお、人件費関係は、主な要因が岩手県人事委員会勧告に準じた改正分でありますことから、説明を割愛させていただきますので、ご了承願います。

一番下の段、2款総務費、1項総務管理費、3目財産管理費、22節償還金利子及び割引料でございますが、災害復興特別交付税返還金について4,776万1,000円追加計上しております。これは、東日本大震災の復旧事業を実施するに当たり、事業計画に基づき国から交付され、財政調整基金に積み立て、事業実施及び財源管理しておりますが、それぞれ終了事業ごとの精算が必要であり、昨年度、一部事業の精算手続が完了したことから、不用額について返還するものでございます。

タブレット47ページ、予算書11ページ、中段より下を御覧ください。同じく2款総務費、1項総務管理費、6目企画費、11節役務費でございますが、ふるさと納税返礼品に係る通信運搬費として147万4,000円追加計上しております。

次の段、同じく12節委託料でございますが、ふるさと納税推進業務委託料として122万5,000円追加計上しております。これは、ふるさと納税の寄附件数増加に伴い、取次事業者へ支払うものとなっております。

同じく次の段、14節工事請負費でございますが、光ブロードバンド施設支障移転工事費として200万円追加計上しております。内容は、道路等工事に伴い、電柱の移転等を行うものとなっております。

タブレット49ページ、予算書13ページ中段を御覧ください。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、19節扶助費でございますが、障害者自立支援給付費、生活困窮者原油価格・物価高騰等特別対策事業扶助費、2事業合わせて1,200万円追加計上しております。施設等の利用実績や今後の利用見通しに係る給付分や、原油高騰、物価高騰対策のため、いわゆる福祉灯油分につきまして、引き続く物価高騰等を考慮し、県の補助基準でございます7,000円に村単で3,000円かさ上げし、支給額の1万円相当を村内で使える商品券で支給するものでございます。

同じく下段、2目老人福祉費、27節繰出金でございますが、介護保険特別会計事業勘定繰出金について238万9,000円減額計上しております。

次の14ページ中段を御覧ください。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、27節繰出金でございますが、簡易水道事業会計繰出金について424万8,000円追加計上しております。

同じく次の段、3目診療所費、27節繰出金でございますが、国民健康保険特別会計直営診療施設勘定繰出金として373万円追加計上しております。

一番下の表、4款衛生費、2項清掃費、1目清掃総務費、12節委託料でございますが、海岸漂着物対策事業委託料として200万円追加計上しております。内容は、海のしけ等で発生した海岸

の漂着物を撤去するものとなっております。

同じく次の15ページ上段、18節負担金補助及び交付金でございますが、浄化槽設置整備事業補助金について386万6,000円減額計上しております。内容は、浄化槽設置希望が当初予定していた数に達しないことから、実績に合わせて減額するものとなっております。

同じく15ページ下段、6款農林水産業費、1項農業費、4目畜産業費、10節需用費でございますが、修繕費として418万5,000円追加計上しております。内容は、牛乳加工施設のうち老朽化等の影響で製造作業に菌が生じております部品の取替え、修繕等を行うものとなっております。

次の16ページ上段を御覧ください。同じく6款農林水産業費、3項水産業費、1目水産業総務費、27節繰出金でございますが、漁業集落排水を含みます下水道事業会計繰出金として336万円追加計上しております。

次の17ページを御覧ください。8款土木費、2項道路橋梁費、2目道路維持費、12節委託料でございますが、道路維持管理委託料、道路除排雪業務委託料、2事業合わせて2,500万円追加計上しております。内容は、11月1日未明の短時間大雨に伴う村道等の維持修繕費と、今後の除雪に伴う除排雪委託料を追加措置するものとなっております。

同じく中段、14節工事請負費でございますが、村道沼袋三沢線道路改良舗装工事から村道鉄山線道路舗装補修工事まで3事業合わせて1,123万5,000円追加計上しております。

同じく下の段、21節補償補填及び賠償金でございますが、村道沼袋三沢線物件補償費及び村道鉄山線落石対策施設物件補償費のうち、本年度の不用額2事業合わせて1,117万8,000円減額するものでございます。なお、この21節の不用額につきましては、14節の工事請負費に追加充当し、工事の進捗を図るものとなっております。

下段の表、8款土木費、4項住宅費、1目住宅管理費、10節需用費でございますが、村営住宅等の公営住宅の修繕費として100万円追加計上しております。内容は、冬期間における給湯設備の故障修繕のほか、早急な修繕を要する場合に迅速に対処するための費用となっております。

タブレット55ページ、予算書19ページ下段を御覧ください。10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、20節貸付金でございますが、育英奨学資金貸付金について172万円減額計上しております。内容は、本年度の貸与者の実績及び見込みに合わせて減額するものとなっております。

タブレット57ページ、予算書21ページ上段を御覧ください。同じく10款教育費、3項中学校費、1目学校管理費、10節需用費でございますが、消耗品費及び修繕費2事業合わせて275万6,000円追加計上しております。内容といたしましては、まず消耗品は次年度、令和8年度に向けた教師用教科書、指導者の購入となっております。また、修繕は、体育館の仕切りネットの修繕や、職員室、会議室等の換気設備のほか空調関係の修繕費となっております。

タブレット59ページ、予算書23ページ下段を御覧ください。同じく10款教育費、5項保健体育費、3目学校給食費、12節委託料でございますが、学校給食センター調理員労務委託費について、

実績及び今後の見通しを勘案し、247万5,000円減額計上しております。

次の表、12款公債費、1項公債費、2目利子、22節償還金利子及び割引料でございますが、普通長期債利子償還金について111万7,000円追加計上しております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

4番、中村勝明君。

○4番【中村勝明君】 初日の一般質問、私以外に庁舎建設を、1人を除いて全員取り上げました。

それぐらい庁舎建設は、村民の関心ももちろん、重要案件でありますので、その際に質問の時間が来たためにできなかった分の確認の意味で質問をさせていただきますので、議長、よろしくお願いいたします。

村長もしっかりと答弁しておりますとおり、建てる候補地については、審議会の答申はまだのようなのですが、審議会ではしっかりと決まりました。アズビィ周辺。今後の取組スケジュールなのですが、聞くところによりますと、すぐの12月15日あたりに村長に対する答申がなされるというふうに情報を得ております。そして、その後なのですが、村長の答弁も私以外の答弁でしっかりやるよというので確認をしてきたのですけれども、答弁を受けて、村長、当局が候補地を決定するまで、それは答申すると同時に、答申そのものの内容が村の決定になるのか、それとも村長以下、何らかの組織というか、課長会議か、何らかの形で村の決定になるのか、そのところがはっきり答弁にはありませんでしたので、どういう取組になるのでしょうか。村としての決定は、いつどこで決まるのでしょうか。村長がもう審議会の答申どおり、ここだと決めた時点が村の決定なのかどうなのか。正式な決定はいつでしょうか。それも確認が私自身弱かったので、確認しておきたいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 総務課長。

○総務課長【大森 泉君】 お答えいたします。

審議会の答申を受けた後でございますが、それを受けまして村の中で、課長会議という話がありましたけれども、庁議の中で村としてどうするかというような方針の決定をしていきたいと考えております。時期については、年内をめどにできればいいかなと思っています。

○議長【鈴木隆昭君】 4番、中村勝明君。

○4番【中村勝明君】 分かりました。それが村の決定なわけですね。

そこで、答弁も私なりに箇条書にしてみたのですが、村の決定後にどういうスケジュールが待っているのでしょうか。審議会の任期はいつまでですか。

○議長【鈴木隆昭君】 総務課長。

○総務課長【大森 泉君】 お答えいたします。

審議会の任期でございますが、審議会の目的を達するまでとなっております。

○議長【鈴木隆昭君】 4番、中村勝明君。

○4番【中村勝明君】 審議会の任期を達するまで。つまり審議会の使命は、私は最初は場所の決定で審議会の任務は終わるのかなと思っていました。ところが、そうではないです、今の答弁では。審議会の任務はどこまでですか。

○議長【鈴木隆昭君】 総務課長。

○総務課長【大森 泉君】 審議会の目的は、候補地の選定と、それから基本計画の内容の決定までというようなことになっております。

○議長【鈴木隆昭君】 4番、中村勝明君。

○4番【中村勝明君】 つまり今の答弁を私なりに解釈しますと、1,925万円、議会で決めましたが、その1,925万円の決定は絞り込んで、例えばちゃんとかいう設計で、それが基本計画なのですよ、1,925万円。そこはどうですか。1,925万円の我々が賛成多数で決めた議決は、どこまでののですか。設計段階まで1,925万円は含まれるわけですか。

○議長【鈴木隆昭君】 総務課長。

○総務課長【大森 泉君】 お答えします。

設計段階までではなくて、前段の基本計画の策定までとなります。

○議長【鈴木隆昭君】 4番、中村勝明君。

○4番【中村勝明君】 そうすると、いつの段階で議会の特別委員会に村から説明があるわけですか。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午前10時46分）

再開（午前10時46分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開します。

総務課長。

○総務課長【大森 泉君】 お答えいたします。

決まっている事項等とかについては、年明け以降に特別委員会のほうとかに説明はしてまいりたいと思います。最終的に、3月までの一応計画の決定というのを目指しておりますので、順次決まったこと等を説明しながら、理解を得てまいりたいというふうに考えております。

○議長【鈴木隆昭君】 4番、中村勝明君。

○4番【中村勝明君】 中身が責任重大でありますから、私もよほど言葉を選んで質問しないと、実は大変なのです。審議会の権限、村が決める範囲、そこがまだ私は理解していないのです。委員の方々も、「中村さん、我々はどこまで決めるのや」という率直に聞く人もあります。どこでも私も聞いたことはありませんから、説明できませんでした。それはそうです。監視者でありますから、いつの時点で、どんな中身になった時点で特別委員会に、議会に説明があるのか。これは

大事なことでありますから答えていただきたいのですが、副村長、どうでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 工藤副村長。

○副村長【工藤光幸君】 審議過程につきましての議会への報告といえますかというような話でございますが、会議の都度、議会のほうへは資料の提供等はしているところではございましたので、当局側で議会のいついつには特別委員会お願いしますとかというものではないと思ってございますので、議会側の審議につきましては議長さんの下で審議をされるものと承知してございますので、それによってお時間をいただいて、こちらから説明をさせていただくという、審議経過について、そういうことになろうと思いますので、いついつ開いてくれというようなことはこちらのほうでは考えていないところでございます。

○議長【鈴木隆昭君】 4番、中村勝明君。

○4番【中村勝明君】 いや、それは無責任ではないですか。そう思いませんか。だって、一番無責任は村ではないですか。いついつ議会から要請があった時点、答弁が今どう解釈したらいいか、ちょっと白黒で言いますと灰色のような答弁でしたから、私は解釈できません。

(議事進行だの声あり)

○4番【中村勝明君】 いや、議事進行できるの。いや、村民の提示、8番議員が一般質問で……3番でしたか、どっちでしたか。3番だったような気がします。家で確認してきましたが、村民への提示はいつでしょうか、では。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩(午前10時51分)

再開(午前10時52分)

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

3番、小野協次君。

○3番【小野協次君】 タブレット51ページの畜産業の修繕費で400万円ほど出ているのですが、以前の一般質問等で、理事長のほうで公社のほうの機械関連で壊れそうなものとか、いろいろ今調べているよというところではやっていますが、やはり本来であれば修繕費等は公社が独自にやるべきものなのですが、今の力具合であればできないということで、こういうふうに予算計上していると理解しております。その考え方だと思うのですが、この際しっかりといろんな機械、車でもそうですし、見て、あと乳製品の機械なんかも補修業務なんかもしなければならぬ部分もあると思うのです。それをしっかりやって、そして今規模拡大を図りながら運営していくということなので、次には公社がそういう部分もできるような力をつけていくという流れがいいと思うのですけれども、そこら辺、全てこういう部分はこの修繕費に入っているのでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 工藤副村長。

○副村長【工藤光幸君】　ただいまプラントの修繕でございますが、ご指摘のとおり総合的に見てやらなければいけないところ全てできればいいのでございますが、どうしても対症療法的になって、その都度、壊れそうなところですかというのを修繕をお願いしているというような状況でございます。まず、ご指摘のとおり、本来であれば公社のほうで全て賄ってやるというのが本来の姿であろうというふうには思っておりますが、なかなかそこまでまだまだいっていないということで村のほうをお願いしているというような状況でございます。なので、できることは自前でやるというようなことで頑張ってもらいたいというところであります。

○議長【鈴木隆昭君】　3番、小野協次君。

○3番【小野協次君】　私が言いたいのは、頑張るというのは、頑張っているというのは見て分かるので、ほかの部分であったら、今は今の時点で公社に、ではほかやれと言ったって無理だと思いますので、私はそう理解するのです。思い切って、そういう部分もこういうものがあるよというところで把握して、投資という部分でやったらどうかなという部分で話させていただきました。

○議長【鈴木隆昭君】　工藤副村長。

○副村長【工藤光幸君】　施設につきましては、現場のほうにもどういったものが必要で、どこをどうやらなければいけないのだというようなのは、洗い出しを常にするように指示はしているところでございます。ただ、ただといいますか、先ほどの繰り返しになりますが、これは予算の都合もございしますので、そちらのほうとの協議もさせていただきながら、できるところから修繕をお願いしているという現状でございます。

○議長【鈴木隆昭君】　7番、佐々木芳利君。

○7番【佐々木芳利君】　この部分は、公社財産ですか、村有施設の修繕ですか。どっち側になりますか。

○議長【鈴木隆昭君】　工藤副村長。

○副村長【工藤光幸君】　設置当時からの村有の施設の部分でございますが、運営していく上での細かい維持修繕的なものは本来会社でやるべきものだなというところでございますが、維持修繕が今回多額になるものですから、村のほうで修繕をお願いしているという状況でございます。

○議長【鈴木隆昭君】　7番、佐々木芳利君。

○7番【佐々木芳利君】　それであれば、メンテナンスの計画というのは立てられるはずですので、例えば5年くらいのスパンでもって、この部分というのは長期的な計画にのっとって進められることをお勧めしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】　工藤副村長。

○副村長【工藤光幸君】　ご指摘のとおりだと思ってございます。大まかなところでは、大体これは何年、これは何年というようなことで、現場のほうでも施設運営、管理はしているところでございますので、日頃からそういった部分については注意しながら取り組んでまいりたいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 公社あるいは公社にかかわらず村が出資している第三セクターについての職員、従業員の処遇の待遇をより、もちろん職員に準じるというわけにはいかないとは理解しているわけですが、過去には、公社が発足後、職員に準じるような給与条件で進めた経緯がある。そこまでは要求しないのですけれども、第三セクターに対する給与面を、いわゆる役場職員を参考にしつつ対応をよくするべきだと思うし、そうでなければ、いわゆる今盛んに物価高騰ということで日本全国叫ばれている中で、確かに第三セクターの厳しいというか、経営の厳しさは分かるけれども、やっぱりそういった待遇を極力、待遇というのは今よりは改善していかないと、当然従業員の確保も難しくなるし、また第三セクターの運営を上げることによって厳しくなることも確かですが、村長、それこそ例の先輩の言葉を借りて言えば、抜本的な、村で対応ですよ、第三セクターも村もですが、抜本的な対策をしてやっていかなければ、今いわゆる新庁舎建設にほとんど目を向け、関心があるようだけれども、私は庁舎については何も新しい庁舎でなくてもいいのだという考えがあります。前にもこの議会でも話した経過もあるから、あえて話はしませんが、むしろ田野畑村が持続できる村にするのだ。何か言えば、今の佐々木村長は、他の市町村を中心に全てを考える。そうではなく、村独自で生き残ること、持続できることを、これは考えるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 佐々木村長。

○村長【佐々木 靖君】 第三セクターの職員、従業員の処遇、待遇改善、それは議員ご指摘のとおりだと私も思っております。従業員、職員の確保等も考えると、今少しでも高く報酬というか給料等を支払えばいいのかなというふうには考えているところではございます。ただ、やっぱり経営という視点も考えれば、例えば悪いかもしれませんが、ずっと前の3公社5現業のような、働かなくてもそれなりの給料がもらえるのだというようなことになれば、会社全体の意気高揚というかモチベーションが上がらないというようなこともあるだろうと思います。ということで、それぞれ売上げが伸びたのであれば、その分を職員、従業員に還元できるような、そういうサポートも検討していきたいというふうに考えております。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 今の状態で努力は、それは現場とすれば第三セクター、努力はしているけれども、現実的に努力だけではどうしようもないと私は思っています。だから、村がそれこそ大なたを振って処置、所有をするぐらいな気持ちで対応をしていかなければならないと。というのは、村長の大きな勇気も金も必要だと思うけれども、思い切った政策をここで考えていかなければ、私に考えろと言われても考えられないから、あれだけれども、ちょっとこのままでは何ぼ庁舎、本気になっていた事業としても、人口も第三セクターも、あるいは個人的なあれも自然消滅するような状態だと、この場で言いたくはない言葉だけれども、自然消滅せざるを得ない状況に

追い込まれますよ。よく責任のある方が村長だろうけれども、我々も間接的には責任はあるけれども、思い切った考えなりなんなりを、政策を打ち出していかなければ、到底無理だと思います。

それと、一般質問の答弁の中に、公社が村に対する返済猶予を要望するよう理事会で決めたということなのですが、それについても貸付けするときの村長のあれは全然不安、何者も返済に対するあれは問題なしやの答弁しているはずですが、記憶はございませんか。

○議長【鈴木隆昭君】 佐々木村長。

○村長【佐々木 靖君】 例えば公社にすれば、今増産、増収、増益に向けて、いろいろ取り組んでいるところでございます。増産、増収及び増益に向けて、例えば充填機等、もう一系統増やせば、もっともっと増産できるのだというような投資的な分に支援するとか、そういうことはこれからも必要なことだと思っております。公社への貸付金の回収につきましては、貸し付ける段階で無理だというようなことは言えませんので、それに向けて会社全員で努力していくのだという決意を述べたような気はしておりますが、ちょっとどういう答弁したかまでは定かではございません。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 要するに貸付けすることも、その答弁は返済についても自信を持った答弁をしているのです。間違いなく返済。その責任をどう感じるかということで私は追及したいと思います。だから、議会でのやり取りだから、十分議事録取っているから、今見るのではないけれども、改めて議事録を確認してください。そうでなければ、事務局を通じて確認してやりませうけれども、それも考えれば安易に公社のあれを、猶予を受けるような、そういう貸付けはしても、いわゆる公的な文書で取り交わしたのか、そこをこれは重視しているのです。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 畜産関係に関連して伺うのですが、今村では畜産、多い会社で400頭以上かな、牛飼育しているわけだし、それから今回業績もいい、あるいはそういう関係上、アマタケが増産する、いわゆる飼育場、8棟ぐらいかな、設置している。それで、問題は、間違いなく飼育すれば、ちょっと言葉悪いけれども、ふんが出るわけですが、そのふんの処理をどのようにするのか。今アマタケが処理している部分が必ずしも適切な処理とは思えないし、今実際そういう形で村内を中心としたあれに、処理とかしているわけですが、これは決して適切な処理とは思えませんし、それでいわゆる堆肥処理施設が岩泉にあるわけですが、これを抜本的な、もちろんふんを利用した、科学的というか、そういうものを利用して、それから幾らかでも利益になるかどうか、処理、販売できるような、そういう機械器具等々があるのでないかなと私は想像できる、思うのですが、そういうのを村が購入するのか、あるいはどのような形で購入するのか、勉強をして、失礼だけれども、そういうものの処理をより早急にすべきだと思うのですが、その考えはないですか。

○議長【鈴木隆昭君】 産業振興課長。

○産業振興課長【佐々木賢司君】 畜産関係の処理の関係についてお答えいたします。

現行の甘竹田野畑さんの増産計画の中では、堆肥の一時保管といいますか、そういった施設についても整備するという計画になっております。また、田野畑牧場さんにおいても、自社で堆肥処理施設の整備について今検討しておりまして、県等を通じまして国庫補助等の検討をしている状況でございます。

ただ、一方で村の堆肥処理施設、持っている状況でございますが、老朽化も進んでおりまして、修繕等を重ねながら運用している状況でございます。抜本的な対策というお話でございますが、その必要性というものは確かに課題であるという認識でございます。事業費が非常に大きな施設でございます。すぐにどうという計画を今持っておりませんが、ご指摘のとおり家畜のふん尿処理というのは環境問題にもしかねない課題でございますので、情報を仕入れながら、これからまた情報を取って検討してまいりたいと考えています。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 いろんなのを調査研究して、確かに金のかからない施設というのではないわけで、莫大な金がかかると思うのですが、それをどのように、どういう形で、いわゆる補助等の問題等も、あるのかなのか、そういうものは今から速急に対応をするように努めていかなければ、田野畑村はふんの山になる、極端な話しすれば可能性が大です。

○議長【鈴木隆昭君】 7番、佐々木芳利君。

○7番【佐々木芳利君】 アマタケさんのカモ堆肥は農地にどれくらい、何割くらい還元されているか把握していますか。

○議長【鈴木隆昭君】 産業振興課長。

○産業振興課長【佐々木賢司君】 すみません、今データのほうをお持ちしておりませんので、確認いたします。

○議長【鈴木隆昭君】 7番、佐々木芳利君。

○7番【佐々木芳利君】 15年くらい前ですか、県北のほうから鶏ふんが来ていたのです。それがやはり鶏ふんを自分の会社で焼却して熱源に利用するとかというので、もうそれが一つの産廃処理のあれでもって田野畑に入ってこなくなっているのです。やはり今副議長さんが指摘しましたが、将来的には大きな問題になると思います。田野畑牧場さんが2か所くらいにふんを還元して、デントコーン作付したような感じもありまして、ただあれも継続していないのです。ですから、アマタケさんが今45万を60万羽に増羽しているお話でしたが、出資比率からいくと田野畑は負担が何も50%しなくてもいいはずなのです、株式比率からいくと。むしろ企業さんの力を利用して、今の堆肥センターはちょっと無理があると思うのですが、新規事業をアマタケさんに提案するという方法も考えられると思うのですが、村長、何か考えがありますか。

○議長【鈴木隆昭君】 佐々木村長。

○村長【佐々木 靖君】 ちょっとふん尿等の処理の状況について、詳細には把握はしておりませんが、浜岩泉にある堆肥処理センターですか、あれ結構、もう30年以上もなるのですか、結構古い施設だということは理解しております。そういう熱源にするという利用方法、また畑に還元するという方法も、いろいろあると今お聞きいたしましたので、それをアマタケさん等と協議、研究して、後で相談させていただきたいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 4番、中村勝明君。

○4番【中村勝明君】 先ほどの公社の関係で、ゆうべ決算書を勉強して気づいた点がありました。第50回定期総会提出議案、公社なのですが、その8ページ、これに損益計算書のナンバー2、先ほど9番議員のほうから待遇改善の問題も出ました。給料は、令和5年度に比較して令和6年度損益計算書で1,040万円以上の減額になっておりまして、これは稼ぐ人たちも大変だなというふうに率直に、中身ちゃんと分析していませんから何とも言えない部分があるのですけれども、今の世の中で1,000万円ぐらいの、あれぐらいの人数で給料等々が減額になっているのは、ただ臨時雇いといいますか、臨時雇い賃金が上向いていましたから何とも言えないのですが、これは率直にお聞かせをいただきたいわけですが、公社ですから副村長だと思うのですが、赤字経営だからボーナスは一切出していないという状況でしょうか。率直にお答えをいただきたいと思います。

もう一点、気がついたのですが、損益計算書の去年なかった分で、新たに項目を起こしている事業費で顧問料というのがありました。76万2,300円、これを説明してください。

○議長【鈴木隆昭君】 工藤副村長。

○副村長【工藤光幸君】 まず、公社の給料についてでございますが、給料手当が減った部分につきましては、正職員の減によるものでございます。その分、お話しのとおり、臨時、パートのほうで何とか運営しているという状況でございます。

それから、顧問料でございますが、これはこれまで正式に委託をしてございませんで、税理士への顧問料ということであります。

○議長【鈴木隆昭君】 4番、中村勝明君。

○4番【中村勝明君】 答弁がなかったのですが、ボーナスは一切払っていないというふうな理解でいいでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 工藤副村長。

○副村長【工藤光幸君】 なかなかお答えしづらい部分でございますが、こういったものを賞与、ボーナスと言ったらいいのか、金額云々もございまして、それこそいろいろな比較するものでもないとは思いますが、払っていないと言えばまたあれですが、払ったと言えば払ったという状況であります。すみません。

○議長【鈴木隆昭君】 4番、中村勝明君。

○４番【中村勝明君】 では、ボーナスについては、答弁は要りません。

ただ、９番議員も厳しい指摘、厳しいというか正当な指摘をしているわけなのですが、何のため人間は働いているかを考えますと、待遇が弱いとどこの誰もやる気を失うのではないのでしょうか。払っていると言え言えるし、そうでもないような苦しい答弁で、答弁は要りませんが、やっぱりボーナスを払えないのであれば、村長、副村長が懸命に励ます、やる気を出させる、それしかないと思うのです。本当に公社を絶対の借金のない、赤字にならないようにするためには、それ以外にないと思うのです。励ます。そうすれば、私だったら、昔だったら、ボーナスは仮になくても、その気になったかもしれません。だから、やっぱり経営するほうは、様々考えていただきたいと思います。

そういう観点で次に移りたいですが、議長、いいでしょうか。またゆうべ、２期目当選後の所信表明を改めて読みました。村長、つらいでしょうが、聞いてください。今の漁業協同組合長が交代になって、現場で働いている方が組合長になりましたから、もう想像以上に苦労していると思います。

○議長【鈴木隆昭君】 中村議員の発言中ですが、先ほどお願いしたはずですが。補正予算の審議の邪魔にならないように、議事進行には協力を願います。

○４番【中村勝明君】 そういう考えでやっているつもりですが、駄目ですか。

○議長【鈴木隆昭君】 はい。

○４番【中村勝明君】 今の漁協経営について改めて質問したいわけですが、駄目ですか。

○議長【鈴木隆昭君】 大事な案件であることは重々承知しておりますが、もしおやりになるのであれば、次の一般質問でどうぞ。

○４番【中村勝明君】 では、やめます。

(なしの声あり)

(議事進行の声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第３号 令和７年度田野畑村一般会計補正予算（第６号）を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第３号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第4、議案第4号 令和7年度田野畑村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

工藤副村長。

○副村長【工藤光幸君】 タブレット71ページを御覧ください。議案第4号 令和7年度田野畑村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

歳入歳出の補正でございますが、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ562万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億219万4,000円に、直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ373万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,735万4,000円とするものでございます。なお、事業勘定、直営施設勘定とも、各項の人件費につきましては、人事委員会勧告による条例改正分となっておりますので、説明を割愛させていただきますので、ご了承願います。

事業勘定の補正予算の主なものについてご説明いたします。タブレット81ページ、予算書の5ページを御覧ください。まず、歳入でございますが、下の表、8款繰越金、1項繰越金、1目療養給付費交付金繰越金、1節療養給付費交付金繰越金について478万円追加計上しております。

歳出でございますが、主なものについてご説明いたします。タブレット83ページ、予算書7ページを御覧ください。7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目償還金、22節償還金利子及び割引料でございますが、保険給付費等交付金償還金として478万円追加計上しております。

次に、直営施設勘定についてご説明いたします。タブレット101ページ、予算書18ページを御覧ください。歳入についてご説明いたします。3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、1節一般会計繰入金でございますが、医科、歯科合わせて373万円追加計上しております。

歳出のうち、主なものについてご説明いたします。タブレット103ページ、予算書20ページを御覧ください。2款医業費、1項医業費、2目医療用消耗器材費、10節需用費でございますが、医科の医薬材料費として80万円追加計上しております。

同じく3目医薬品衛生材料費、10節需用費でございますが、医科の医薬材料費として68万円追加計上しております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

4番、中村勝明君。

○4番【中村勝明君】 国保関係のうち直営診療所について質問させていただきたいと思います。

予算書の21ページ、これ21ページにアとして会計年度任用職員以外の職員、診療所なのですが、

これは正職員が6名、補正後も補正前も6人、会計年度任用職員が補正前が4で補正後が5で、1人プラスされておるのです。年度途中の1人の増というのは、今まではない措置なようなのですが、説明をしていただきたいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 診療所事務長。

○診療所事務長【佐々木和也君】 お答えをいたします。

年度途中の会計年度任用職員の1名増についてですが、10月の中旬から看護師1名、会計年度任用職員になりますが、採用をしております。

○議長【鈴木隆昭君】 4番、中村勝明君。

○4番【中村勝明君】 総務課長にお聞かせをいただきたいわけですが、特別会計での途中採用、こういうのはあまり、あったかもしれませんが、私が忘れてしまったのかな、これからもこういうことがあり得るかどうか、お聞かせをいただきたいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 総務課長。

○総務課長【大森 泉君】 お答えいたします。

職員の採用についてでございますが、状況を見つつ、必要なときにはこのようなこともあり得るというふうに考えております。

○議長【鈴木隆昭君】 4番、中村勝明君。

○4番【中村勝明君】 また議長に注意を受ける可能性があるのですが、勇気が必要なのですが、ゆうべ、これも勉強をするために、私なりには分析をしたのですけれども、今の村の体制は本当は定数は70なのです。今特別会計の質疑ですので、駄目だったら注意してください。その中で、今は、特別会計、一般会計加えて、たしか58人ですね。確認してみたいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午前11時41分）

再開（午前11時41分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

総務課長。

○総務課長【大森 泉君】 お答えいたします。

正職員の方でございますが、プロパーの職員58人でございます。

○議長【鈴木隆昭君】 4番、中村勝明君。

○4番【中村勝明君】 そこで、前議会で私は取り上げたのですが、やっぱり今でもラスパイレスについては県下最低だと私は記憶しているのですが、それを何とか工夫をして最下位脱出を図るべきだということを申し上げました。答弁はなかなか、答弁も大変だとは思っているのですが、副村長にお答えをいただきたいのですが、脱出の策はお持ちでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 工藤副村長。

○副村長【工藤光幸君】 ラスパイレス指数ということで、国家公務員を100にした場合の比較ということでございますが、その中で、ご指摘のとおり、県下においては一番下位にあるというのは承知してございます。

ただ、これにつきましては、いろいろ年齢構成、様々な要因がございまして、必ずしもそれが、見かけからいうと一番末席はどうもという話があるかもしれませんが、適正な形で給与の支給、そういったものを実施しておりますので、必ずしもラスパイレス指数が下位にあるから、それが不適切だというふうな認識は持ってございませんので、その辺りはご理解いただきたいと思います。また、まだ公表になってございませんが、今年度のラスパイレス指数につきましては、前年度よりは指数、順位は別として、指数につきましては上がるものと理解してございます。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第4号 令和7年度田野畑村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第5、議案第5号 令和7年度田野畑村介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

工藤副村長。

○副村長【工藤光幸君】 タブレット113ページを御覧ください。議案第5号 令和7年度田野畑村介護保険特別会計補正予算（第3号）をご説明いたします。

歳入歳出の補正でございますが、保険事業勘定の歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ2,493万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億7,023万円とするものでございます。

歳入のうち主なものについてご説明いたします。タブレット123ページ、予算書5ページを御

覧ください。３款国庫支出金、１項国庫負担金、１目介護給付費負担金、１節介護給付費負担金について435万円減額計上しております。

次の表、同じく３款国庫支出金、２項国庫補助金、１目調整交付金、１節調整交付金について194万円減額計上しております。

下の表、４款支払基金交付金、１項支払基金交付金、１目介護給付費交付金、１節介護給付費交付金でございますが、702万円減額計上しております。

次の６ページ上段を御覧ください。５款県支出金、１項県負担金、１目介護給付費負担金、１節介護給付費負担金でございますが、410万円減額計上しております。

下の表、８款繰入金、１項一般会計繰入金、１目一般会計繰入金、１節介護給付費繰入金でございますが、325万円減額計上しております。

次の７ページ、下の表を御覧ください。８款繰入金、２項基金繰入金、１目介護給付費準備基金繰入金、１節介護給付費準備基金繰入金でございますが、568万8,000円減額計上しております。

歳出のうち主なものについてご説明いたします。タブレット126ページ、予算書８ページ中段の表を御覧ください。２款保険給付費、１項介護サービス等諸費、１目居宅介護サービス給付費、18節負担金補助及び交付金でございますが、居宅介護サービス給付費について500万円減額計上しております。

次の段、同じく３目地域密着型介護サービス給付費、18節負担金補助及び給付金でございますが、地域密着型介護サービス給付費について400万円減額計上しております。

次の段、同じく５目施設介護サービス給付費、18節負担金補助及び交付金でございますが、1,400万円減額計上しております。

下の表、２款保険給付費、６項特定入所者介護サービス等費、１目特定入所者介護サービス費、18節負担金補助及び交付金でございますが、特定入所者介護サービス費について300万円減額計上しております。これまで説明いたしました４事業は、事業費の確定に伴う減額補正となっております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

９番、佐々木功夫君。

○９番【佐々木功夫君】 不勉強なのですけれども、減額の大きな要因としたら、どういうのが挙げられますか。

○議長【鈴木隆昭君】 住民生活課、中野主任主査。

○住民生活課主任主査【中野千鶴君】 お答えいたします。

減額の理由としましては、利用者の減が大きな要因になっております。

○議長【鈴木隆昭君】 ほかによろしいですか。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第5号 令和7年度田野畑村介護保険特別会計補正予算（第3号）を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第6、議案第6号 令和7年度田野畑村簡易水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

工藤副村長。

○副村長【工藤光幸君】 タブレット137ページを御覧ください。議案第6号 令和7年度田野畑村簡易水道事業会計補正予算（第2号）をご説明いたします。

第2条、収益的収益及び支出でございますが、款のみ申し上げます。収入、第1款簡易水道事業収益、既決予定額2億2,022万7,000円に補正予定額424万8,000円を追加し、収入計を2億2,447万5,000円とするものでございます。

支出、第1款簡易水道事業費用、既決予定額2億2,593万8,000円に補正予定額54万1,000円を追加し、支出計を2億2,647万9,000円とするものでございます。主な増の内容といたしましては、浄水場の電気料となっております。

第3条、議会の議決を経なければ流用することができない経費でございますが、予算第8条、（1）、職員給与費、既決予定額655万8,000円に補正予定額4万1,000円追加し、計659万9,000円とするものでございます。内容は、人勤に伴う職員の給料、手当となっております。

次のページを御覧ください。第4条、他会計からの補助金でございますが、予算第9条、一般会計からの補助金を6,817万円を7,241万8,000円に改めるものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 質疑なしと認めます。

討論もなしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第6号 令和7年度田野畑村簡易水道事業会計補正予算（第2号）を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第7、議案第7号 令和7年度田野畑村下水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

工藤副村長。

○副村長【工藤光幸君】 タブレット151ページを御覧ください。議案第7号 令和7年度田野畑村下水道事業会計補正予算（第2号）をご説明いたします。

第2条、収益的収入及び支出でございますが、款のみ申し上げます。収入、第1款下水道事業収益、既決予定額1億4,665万4,000円に補正予定額389万5,000円を追加し、収入計を1億5,054万9,000円とするものでございます。

支出、第1款下水道事業費用、既決予定額1億5,074万2,000円に補正予定額21万3,000円を追加し、支出計を1億5,095万5,000円とするものでございます。内容といたしましては、処理場の電気料の追加となっております。

第3条、議会の議決を経なければ流用することができない経費でございますが、予算第8条、（1）、職員給与費、既決予定額959万9,000円に補正予定額4万7,000円追加し、計964万6,000円とするものでございます。内容は、人事院勧告に伴う職員の給料、手当の増となっております。

予算書、次のページを御覧ください。第4条、他会計からの補助金でございますが、予算第9条、一般会計からの補助金について、6,207万4,000円を6,596万9,000円に改めるものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 職員の給与費について、これは何名分になりますか。

○議長【鈴木隆昭君】 地域整備課、落合主任主査。

○地域整備課主任主査【落合正幸君】 1名分となります。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第7号 令和7年度田野畑村下水道事業会計補正予算(第2号)を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

昼食のため1時半まで休憩いたします。

休憩(午前11時56分)

再開(午後1時30分)

○議長【鈴木隆昭君】 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程の追加について

○議長【鈴木隆昭君】 日程の追加についてお諮りいたします。

村長から議案1件が提出されております。

また、浜岩泉飲雑用水道事業協同組合組合長より浜岩泉飲雑用水道管理運営を田野畑村へ移管することについての陳情が提出されております。

また、総務教育民生常任委員会委員長、新役場庁舎建設特別委員会委員長及び田野畑村議会議員なり手不足対策特別委員会委員長から追加日程各1件が提出されております。

また、議員派遣についてを議題といたしたく、これらを日程に追加し議題に供したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 ご異議なしと認めます。

議案第8号 令和7年度田野畑村一般会計補正予算(第7号)、浜岩泉飲雑用水道管理運営を田野畑村へ移行することについての陳情、委員会の閉会中の継続審査の件(総務教育民生常任委員会)、委員会の閉会中の継続審査の件(新役場庁舎建設特別委員会)、委員会の閉会中の継続審査の件(田野畑村議会議員なり手不足対策特別委員会)、議員派遣についてをそれぞれ追加し、

議題とすることに決定いたしました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 追加日程第1、議案第8号 令和7年度田野畑村一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

工藤副村長。

○副村長【工藤光幸君】 タブレットの2ページを御覧ください。議案第8号 令和7年度田野畑村一般会計補正予算（第7号）についてご説明いたします。

今回追加提案で補正をお願いいたします主な内容は、現在、国会で審議中となっております強い経済を実現する総合経済対策の一環として、現況の物価高騰における村民生活支援対策として予算を提案させていただくものでございます。

歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,399万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億5,672万9,000円とするものでございます。

タブレット6ページ、予算書3ページを御覧ください。第2表、繰越明許費ですが、2款総務費、1項総務管理費、事業名、地域商品券発行事業について3,501万6,000円計上しております。

歳入についてご説明いたします。タブレット12ページ、予算書6ページを御覧ください。10款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、1節普通交付税ですが、130万円追加計上しております。

次の段、14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務費国庫補助金でございしますが、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金について3,501万6,000円追加計上しております。

次の段、同じく2目民生費国庫補助金、2節児童福祉費補助金でございしますが、物価高対応子育て応援手当支給事業費補助金660万円、物価高対応子育て応援手当支給事務費補助金107万4,000円、2事業合わせて767万4,000円追加計上しております。

次に、主な支出についてご説明いたします。次の予算書7ページを御覧ください。上段の表、2款総務費、1項総務管理費、6目企画費、12節委託料でございしますが、地域商品券発行業務委託料として3,404万5,000円追加計上しております。内容は、物価高騰に対する村民支援策として、全村民1人当たり1万円相当の村内で使える商品券を発行するもので、商品券代を含む業務全般を田野畑村商工会を委託予定先として実施するものでございます。

次の表の中段、3款民生費、2項児童福祉費、2目児童措置費、18節負担金補助及び交付金でございしますが、物価高対応子育て応援手当について660万円追加計上しております。内容は、9月30日を基準日として子供1人当たり2万円を給付するものでございます。

下段の表、8款土木費、4項住宅費、1目住宅管理費、12節委託料でございますが、村営住宅等管理業務委託料として130万円追加計上しております。内容は、今年度の1月から3月の期間、専門業者に公営住宅の故障などのトラブルの対応を休日を含む24時間体制で委託し、居住者の不安解消、サービス向上を図るものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 このような予算書等に取り上げられたものは、近年国から内示があったものでしょうか。その辺どうなのでしょう。

○議長【鈴木隆昭君】 企画観光課長。

○企画観光課長【工藤隆彦君】 お答えいたします。

ただいま国会でまだ審議中ではありますので、内示はまだ来ておりませんが、情報が入っておりますので、それをできる範囲内でちょっと検討したところでございます。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 内示がないのに予算上げて大丈夫なのですか。自信ありますか。後で問題は発生する可能性はないですか。

○議長【鈴木隆昭君】 企画観光課長。

○企画観光課長【工藤隆彦君】 おおよその金額というものは出ていまして、これも他の自治体でもあります。前もって予算を組んで、後で振り替えるというやり方をしているところもございまして、それを超えない範囲でちょっと今回の支援は考えたところでございます。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 国会がオーケーになって、初めてこれがお金になるわけですが、なる前にそういう形でも特に問題はないですか。

○議長【鈴木隆昭君】 企画観光課長。

○企画観光課長【工藤隆彦君】 お答えいたします。

これまでもこういったやり方が時々、最近ありまして、前もってこれくらいを予定していますという額の範囲内で予算を組んだり、または前もって執行しておきながら、交付決定内示が出た段階で予算を一般財源で取っていたのを振り替えるとかというふうなやり方もしておりますので、今回のやり方も、まず今審議されているところではあります。予定している中での範囲内で大丈夫だと考えております。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 具体的には、要するに予算化して準備をするけれども、お金なり商品券の配布は国会通過してから配布するというのか、事前に配布を考えているのか、その辺の確認。

○議長【鈴木隆昭君】 企画観光課長。

○企画観光課長【工藤隆彦君】 お答えいたします。

予算通過させていただいた後に、契約とかもしますので、実際配るのは年が明けての話になりますので、実際に配るのは年内はちょっと厳しいので、年が明けると思います。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 私が聞いているのは、国会を通過して内示してから配るということなのか、それとも事前にもう準備でき次第やるということなのか。村としてどうなのか。その確認です。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午後 1時38分）

再開（午後 1時39分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 先ほど地域商品券等は、商工会を通じて配布するというような答弁だったのですが。

○議長【鈴木隆昭君】 企画観光課、大澤主幹。

○企画観光課主幹【大澤 健君】 お答えします。

今回の地域商品券につきましては、全村民に配布するという事で、郵便局等を使って書留で全世帯に郵送をすることにしております。商工会のほうには、最後、換金業務等があるので、一応商工会に委託して商品券を用意してもらうという、それを私たちもう一回預かって、それを郵送で送って、村民の皆さんが村内で使ってもらったのを商工会が換金して処理する流れになります。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 要するに郵便局を通じて配布するの、これもかなりなお金がかかるようなのですが、私は郵便局ではなく各自治会と協議の上、自治会を通じて配布して、その手数料、たしか議運の説明だと720万円超える額になるように説明受けたのですが、やっぱり自治会と協議の上、直接郵便扱いたくないというのであればあれだけけれども、その手数料を自治会に、100%でなくても、その値で幾らかでも自治会の運営財源にするべきだと私は思います。何も郵便局を使う必要はない。ひいては役場職員を、各自治会の担当職員というのは、その人にやれではないけれども、できるだけ自治会、村の関係に金が幾らかでも補えるというか、入る仕組みをしたほうが私はよりベストな形でないかと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 企画観光課、大澤主幹。

○企画観光課主幹【大澤 健君】 商品券の取扱いになりますので、例えばヤマト運輸とかも商品券とか現金の取扱いはできないのですけれども、そういう現金とか商品券の取扱いは郵便局の書留という制度で配布する以外に、なかなか個人の方に頼んで金券を配布して書留みたいにするというものはできません。今回は郵便局を経由してやるということで検討しております。ただ、国のほうで、今回民間事業者のヤマト運輸とか、そういう会社でも書留のようにして商品券を配布するというように今検討しているという情報もありますので、その辺、事故、トラブルがないように、もらった、もらわないというトラブルが起きないようにやっていければなと思っています。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 要するに組織は当然違うわけだけれども、郵便局も第三者的な組織なわけです。何も村と直接関わりはないわけですから、そういうことを考えれば、何も郵便局だけに絞るわけではなく、やっぱり自治会との協議の上、自治会に配付して、その確認を取れる方法を取ればいいわけですから、確かに支払いました、いただきましたと、その確認取ればいいのではないですか。だから、村にできるだけ、村にと、村の自治会にできるだけ手数料が入るような仕組みにしたほうが私はいいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩。

休憩（午後 1時44分）

再開（午後 1時44分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

企画観光課長。

○企画観光課長【工藤隆彦君】 お答えいたします。

おっしゃることも確かに、自治会のお金ということで考えればよいかもしれませんが、一方で一般質問でもございました自治会の運営ということを考えますと、やっぱりできるところとできないところというところも出てきますし、負担がちょっとかかるなということもあります。

あとは、内容も確かに自治会の中ということはございますが、世帯の状況とか家族構成とか、そういったところにも配慮をしたり、先ほど申し上げました支払いのトラブルとかということにならないように、今回、安全を期してといいますか、一律にやはりそういった差が生まれないように郵便で送りたいと考えております。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 だから、さっき自治会と協議と、受ける受けない、やらないという、先に自治会の意向を聞いて、そして、おお、いいですよという、責任持ってやれますよというところをやればいいだけ。何も強制的に自治会にやれとは言っていない。その部分だけ。

○議長【鈴木隆昭君】 企画観光課長。

○企画観光課長【工藤隆彦君】 今回、交付金もできるだけ早くということもありまして、そういったところの一つ一つ調整をしていくと、おっしゃるとおりできるところはやる、できないところにはこうやってやるという、ちょっと煩雑なところもございまして、なので早くやるにはやはりこうやった方法が今回はよろしいかなと思っての提案でございます。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 失礼かもしれませんが、1万円の金を早くもらった、3日、4日遅くもらったって、そんなに生活に支障が、ないとは言えないことだが、あるはずは、あまり私は考えにくいと思うのです。だから、基本的には、自治会と協議の上、何も強制してやることもないことだが、それなりに見合う手数料でやるということになれば、やりたいという自治会ももちろんあるのではないかと。基本的にはそうあるべきだと私は思う。なぜそれを言うかというのは、各自治会にもいろんな、いわゆる春先、夏にかけての草刈りとか清掃だとか、いろんな手間暇、あるいは実際高齢化して、自分もはじめ草刈り等はやれない自治会というかも結構、全部全部ではないけれども、班によってはあるわけ。そういうのに主要のお金でも補填できるようにすべきだと。改めて自治会に金払わなくても、そういう自治会から手伝いをいただいて、それに見合う手数料もできるような形にしたほうがいいでしょうという、安全、安全と言うけれども、私はそうやっていかなければ、一般質問等にもあったが、除雪以外にもいろんな、高齢化しているし、人口は減っているし、若者はいないし、そういうものでも補填してやるべきだと。改めて村から、もちろん給付できるような、自治会に補填できるような予算でも取れば、また別なのです。私が申し上げたいのはその部分です。

○議長【鈴木隆昭君】 企画観光課長。

○企画観光課長【工藤隆彦君】 自治会のことを考えると、そういったことも確かに財源としては有効なことかなとも思いますけれども、すみません、何度も申し訳ございませんけれども、自治会に入っていない方もいらっしゃる、あとは個人の情報の名簿とかということのをそっくりそのままお渡しするということもなかなか難しい面もございまして、自治会で、例えば全戸配布ではなくて買いたい人が来てやってくれるとか、そういったやり方だったら可能性はあるかもしれませんが、今回は全世帯配布ということでありますので、すみませんが、郵便のほうで送らせていただきたいと考えております。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 あまりにも堅苦しく考えなくていい。何も自治会に入っていない人は、それこそ郵送で郵便局使えばいいだけで、何も自治会に入っていない人まで配布せいとは私言っていない。そういう方は、おのずから郵送すれば、郵便局を使えばいいだけで。はっきり言ってこのままだと村では春とか夏とかと総合清掃もせい、草刈りもせいと指示だか命令のようにして、

今の状態だと、それできなくなります。来年できないとは言わなくても、もう近い将来できなくなる自治会が往々にして出てきます。そういうものを考慮したり考えたりしてやるべきだろうということをお願いいたします。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午後 1時50分）

再開（午後 1時51分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 ただし、村では、自治会に対して、さっき言った非常に作業、村が半強制的な指示をするわけだが、そのように指示は、今の状態でいけば近い将来やれなくなります。そこを念頭に置いてやるのであればいいです、はっきり申し上げれば。

○議長【鈴木隆昭君】 工藤副村長。

○副村長【工藤光幸君】 今ご指摘のところは、そのとおりだと思っております。現在でも懇談会等行きますと、草刈りはなかなか難しいというのは各地区から伺っているところでございますので、そういった場合は村のほうでシルバー人材センターあるいは建設事業者のほうへ委託してやるのかというような形で、やはり移行をせざるを得ないかなというふうに感じているところでございますので、いずれ今後におきましては、自治会の活動につきましては各自治会との情報を共有しながら、どういった形がいいか、それからどういったことが困っているかというようなのは聞き取りをしながら、改善策を探っていきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長【鈴木隆昭君】 7番、佐々木芳利君。

○7番【佐々木芳利君】 ここ二、三年ですか、例えば税金の納付切符、これも自治会経由で配付していたのですが、村民の方から個人情報が出るとかということで今個々の送付になっているのです。自治会経由の納税組合そのものがもう解散してなくなっているような状況なのです。ですから、非常に自治会経由もこれからは難しい範囲かなと思いますし、あとは商品券とはいいながらも公金的な部分がありますが、それに対する取扱いとか処理基準みたいなものは役場にはありますか。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午後 1時53分）

再開（午後 1時53分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

企画観光課長。

○企画観光課長【工藤隆彦君】 取決めは、村としては特にはございませんけれども、おっしゃるとおり金券となれば送り方は、やはり勝手に郵便でも送れませんし、それなりの例えば書留でしたり、そういった法律にのっとった送り方ができれば、例えば振込とか、送るのだったら書留でやるとか、そういったところに配慮してやらなければいけないなと思っております。

○議長【鈴木隆昭君】 7番、佐々木芳利君。

○7番【佐々木芳利君】 確かに経費はかかりますが、まず安全、確実というのが行政の選択肢の中では最優先されるべきと思いますし、あとやはり個人情報、プライバシーの保護ですか、一見あの家には何名いるけれども、その中で例えば5名住んでいても、該当というか、これを頂ける方が4名かもしれませんし、いろんなパターンがあると思うのです。ですから、プライバシー保護には注意を払っていただきたいなと思っております。これは要望です。

○議長【鈴木隆昭君】 4番、中村勝明君。

○4番【中村勝明君】 私は、議運に入りましたので、説明は聞いたのですが、念のために、地域商品券発行事業と物価高対応子育て応援手当給付事業、これはそれぞれ何世帯何人なのか説明願いたいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 企画観光課、大澤主幹。

○企画観光課主幹【大澤 健君】 地域商品券のほうからお答えします。

地域商品券につきましては、基準日を1月1日を予定しておりまして、1,339件、2,810名で取りあえずは見込んでおります。この後、1月1日になって増減が出てくるということになっております。

(物価高の声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 住民生活課長。

○住民生活課長【横山順一君】 お答えいたします。

物価高対応子育て応援手当でございますが、こちらは対象者は、先ほど説明されたとおり、令和7年9月30日時点の児童手当を支給している父母と、あとはそれ以降に生まれました、来年3月31日までに生まれる新生児も含むとなっております。そこで、児童手当というものは、村内に住所のある方については村で支給しているのですが、公務員に関しては各事業所が出ております。なので、公務員に関しては、村に住所があっても、ちょっとこちらで人数が把握できないものですから、今回積算した内容につきましては、住民基本台帳の数値から計算させていただきました。今現在、ゼロ歳から18歳が297人、あと今後出生するお子様が今のところ3人予定ということでしたので、合計で300人と。あと、村に住所がなくても、例えば高校とかに、盛岡の高校へ行っていて寮に入っている方で、住所を移している方がちょっとこちらで把握できないので、そういう方も考えまして、予備として1割ぐらいの30名、そして全体で330名分を今回計上させ

ていただいております。世帯に関しましては、これもおおむねですが、200世帯ぐらいを、多めになるのですが、考えております。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 角度を変えて、村営住宅の管理運営費を専門業者に委託するということなのですが、村内に専門業者は何者ありますか。専門とはどういう、具体的には営業の範囲とか、住宅だけでなくいろんなのですけれども。その業者の数は村内にどのぐらいあるか。内容はどういうふうになっているか。

○議長【鈴木隆昭君】 地域整備課長。

○地域整備課長【平坂 聡君】 ただいまのご質問でございますけれども、業者といたしましては、近隣自治体で住宅管理等、指定管理を受けている業者等々を想定しておりまして、村内で候補となる業者ではございません。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 では、近隣の市町村で一番近いとか把握していると思うのですが、どこになりますか。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午後 1時59分）

再開（午後 1時59分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

地域整備課、落合主任主査。

○地域整備課主任主査【落合正幸君】 同様の公営住宅の管理をしている事業者というのは、県内に2事業者ございます。一番近いところでございますと、宮古市、山田町を受託している事業者が1者ございます。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 では、例えば村内でもこれを受け、今後やりたいという方についての資格はどのような資格になりますか。

○議長【鈴木隆昭君】 地域整備課、落合主任主査。

○地域整備課主任主査【落合正幸君】 全体をちょっと補足するのですが、今我々がやっている入居者の募集とか入退去の立会いとか、それから審査の補助とか、そういった賃貸住宅の管理者がいらっしゃる。なおかつ、それから公営住宅の管理をした実績があるというところに対して業務委託は出すのですが、受託を受けた会社から実際に村内の住宅を、例えば修繕に入るとか、そういった事業者は村内のこれまでいらっしゃった工務店であったりとか水道指定店を使用するということで、村外の事業者と村内の事業者に協力していただきながら住宅を管理していくとい

う体制を行ってございます。このコアの部分をお願いする事業者、今現在村内にはいないのですけれども、今後、仮に村外のコア事業者と協力しながらやっていく中でノウハウがたまっていけばやれる事業者も出てくるかもしれないというところであります。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 ちなみに、現在130万円予算で専門業者に委託する村営住宅の数は何棟を想定していますか。

○議長【鈴木隆昭君】 地域整備課、落合主任主査。

○地域整備課主任主査【落合正幸君】 村営住宅、災害公営住宅、定住促進住宅、全て含めて214戸になります。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 全てを130万円で作るというのではなく、ある程度、老朽化とか周りの環境状況とか、そういうのを確保した上で、対象は全部でも、現在この予算は全部ではないと思うのですが、何棟ぐらいを予定していましたか。

○議長【鈴木隆昭君】 地域整備課、落合主任主査。

○地域整備課主任主査【落合正幸君】 これ1月から3月まで、取りあえず3か月間になるのですけれども、一応対象はいずれ全戸を対象にカバーをしていただくと。ただ、その中で、定期巡回をしていただいて、建物の状況をパトロールしていただく、それから入居希望があるお客様については、問合せを対応していただくということで、カバーするのは全戸、あくまで全戸対応してまいります。

○議長【鈴木隆昭君】 3番、小野協次君。

○3番【小野協次君】 すみません、ちょっと地域商品券に戻るのですが、1万円ということで、枚数的には例えば1,000円、10枚とか、そういう感じでいいのでしょうか。というのは、前回の地域商品券でやると、お釣りが出ないとかという部分があるので、どのような対応を考えていましたでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 企画観光課、大澤主幹。

○企画観光課主幹【大澤 健君】 1,000円、10枚で1セットになります。

○議長【鈴木隆昭君】 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第8号 令和7年度田野畑村一般会計補正予算（第7号）を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩（午後 2時04分）

再開（午後 2時05分）

○議長【鈴木隆昭君】 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎浜岩泉飲雑用水道管理運営を田野畑村へ移行することについての陳情

○議長【鈴木隆昭君】 追加日程第2、浜岩泉飲雑用水道管理運営を田野畑村へ移行することについての陳情を議題といたします。

陳情書を朗読させます。

事務局長。

○事務局長【佐藤智佳君】 読み上げいたします。令和7年9月1日。田野畑村議会議長、鈴木隆昭様。住所、下閉伊郡田野畑村浜岩泉223番地2、浜岩泉公民館内。氏名、浜岩泉飲雑用水道事業協同組合組合長、橘萬喜雄。

浜岩泉飲雑用水道管理運営を田野畑村へ移行することについての陳情。

1、陳情の要旨。浜岩泉飲雑用水道管理委託契約を解消し、田野畑村による管理運営に移行することを求めます。

2、陳情の理由。長年にわたり地域の皆様の生活を支えてきた浜岩泉飲雑用水道事業協同組合は、岩手県から田野畑村へ譲渡された浜岩泉飲雑用水道施設の維持管理と地域住民への安心した給水を目的として設立され、平成9年5月1日、田野畑村との間で浜岩泉飲雑用水道管理委託契約を締結して以来、27年以上にわたり地域住民の皆様のご協力の下、施設の維持管理に尽力してまいりました。

しかしながら、近年、地域の高齢化や加入世帯の減少に伴う料金収入の減収に加え、管理人や検針員などの担い手不足が深刻な問題となっています。さらに、施設老朽化による今後の修繕費用増大も懸念されており、このままでは組合による管理運営が限界に達する時期が近いと考えております。

つきましては、こうした地域の窮状をご理解いただき、浜岩泉飲雑用水道管理委託契約の解消と管理運営の田野畑村への移行をお願い申し上げます。

このほか同水道利用者である24名と3事業所からの署名が提出されております。

以上です。

○議長【鈴木隆昭君】 お諮りいたします。

本件は、地域住民の生活に関わる案件であることから、産業建設常任委員会に付託すること
にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 ご異議なしと認めます。

したがって、浜岩泉飲雑用水道管理運営を田野畑村へ移行することについての陳情は、産業建
設常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎委員会の閉会中の継続審査の件（総務教育民生常任委員会）

○議長【鈴木隆昭君】 追加日程第3、委員会の閉会中の継続審査の件（総務教育民生常任委員会）
を議題といたします。

総務教育民生常任委員会委員長より、目下、委員会において審査中の事件について、会議規則
第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出がござい
ます。

お諮りいたします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ござい
ませんか。

(異議なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 ご異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎委員会の閉会中の継続審査の件（新役場庁舎建設特別委員会）

○議長【鈴木隆昭君】 追加日程第4、委員会の閉会中の継続審査の件（新役場庁舎建設特別委員会）
を議題といたします。

新役場庁舎建設特別委員会委員長より、目下、委員会において審査中の事件について、会議規
則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出がござ
います。

お諮りいたします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ござい
ませんか。

(異議なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 ご異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎委員会の閉会中の継続審査の件（田野畑村議会議員なり手不足対策特別委員会）

○議長【鈴木隆昭君】 追加日程第5、委員会の閉会中の継続審査の件（田野畑村議会議員なり手不足対策特別委員会）を議題といたします。

田野畑村議会議員なり手不足対策特別委員会委員長より、目下、委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出がございます。

お諮りいたします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長【鈴木隆昭君】 ご異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎議員派遣について

○議長【鈴木隆昭君】 追加日程第6、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付の議員派遣一覧表のとおり、次期定例会までに予定されております各種会議、研修会等に本議会の議員を派遣することとし、また議員派遣一覧表以外に議員の派遣の必要が生じた場合、その都度議長において指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長【鈴木隆昭君】 ご異議なしと認めます。

したがって、各種会議、研修会等への議員の派遣についてはそのように決定いたしました。暫時休憩いたします。

休憩（午後 2時11分）

再開（午後 2時11分）

○議長【鈴木隆昭君】 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程の追加について

○議長【鈴木隆昭君】 日程の追加についてお諮りいたします。

産業建設常任委員会委員長から追加日程1件の提出がされております。これを追加日程第7として日程に追加し、議題に供したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長【鈴木隆昭君】 ご異議なしと認めます。

委員会の閉会中の継続審査の件（産業建設常任委員会）を追加し、議題とすることに決定いた

しました。

◎委員会の閉会中の継続審査の件（産業建設常任委員会）

○議長【鈴木隆昭君】 追加日程第7、委員会の閉会中の継続審査の件（産業建設常任委員会）を議題といたします。

産業建設常任委員会委員長より、目下、委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出がございます。

お諮りいたします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長【鈴木隆昭君】 ご異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長【鈴木隆昭君】 以上で本定例会の会議に付された事件は全て議了いたしました。

本日で閉会といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長【鈴木隆昭君】 ご異議なしと認めます。

本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

令和7年第8回田野畑村議会定例会を閉会といたします。

（午後 2時12分）